

# 生徒指導規程

(最終改正 平成 29 年 4 月 1 日)

福山市立駅家南中学校

# 福山市立駅家南中学校生徒指導規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、本校の教育目標を達成することを目的とする。そのため、生徒が自主的・自立的に充実した学校生活を送るために定めるものとする。

**2** 本校独自の授業システムや学活システム、8つの校風を推進していくために定めるものとする。

(意義)

**第2条** 生徒指導の意義は、問題行動への対応という消極的な面だけでなく、すべての生徒一人ひとりの心を育て、それぞれの人格のよりよき発達をめざすという積極的な面を持っている。したがって、この規程では次の3点を強調する。

- (1) 自己肯定感の育成
- (2) 自律の育成
- (3) 自己責任の明確化

## 第2章 学校生活に関すること

(登下校)

**第3条** 登下校については教育活動とし、生徒の安全を第一と考えるとともに、社会の一員として交通規則やマナーを守って行動するため、次のとおりに定める。

- (1) 交通規則及び交通マナーを遵守すること。
- (2) 駅家南中学校生徒としての自覚を持ち、後に定める規程等を遵守するとともに、地域の方にあいさつをすること。
- (3) 登下校時の買い物、寄り道は禁止する。
- (4) 登校時刻は8時25分とする。
- (5) 登校後は、許可なく校外に出ないこと。
- (6) 完全下校時刻は、次のとおりとする。

ア	4月	～	9月	…	18時00分
イ	10月	～	新人総体	…	17時30分
ウ	新人総体～	1月	…	17時00分	
エ	2月	…		17時30分	
オ	3月	…		18時00分	
- (7) 遅刻及び欠席の際は、8時15分までに保護者から学校に連絡をすること。
- (8) 遅刻した際は、事前連絡の有無にかかわらず、職員室に報告した後、授業教室へ入室すること。
- (9) 早退については、保護者確認の上で許可する。

(自転車通学)

**第4条** 自転車通学に関する規程は、第3章に定める。

(授業に関すること)

**第5条** 授業においては、授業規律を守り、自ら主体的に学習すること。また、他の生徒の学習権を侵害しないこと。

(保健室の利用)

**第6条** 保健室の利用については、体調不良等やむを得ない理由で学習に参加できない生徒が休むという目的を果たすため、次のとおりに定める。

- (1) 保健室を利用する際は、原則、担任もしくは教科担任から来室カードを受け取ること。
- (2) 来室カードを受け取った後、職員室で教頭の許可をもらい保健室を利用すること。
- (3) 体調不良での保健室の利用は、原則1日1回とする。
- (4) 用のない生徒の入室は禁止する。

(部活動に関すること)

**第7条** 部活動は、毎日行われる学年を越えた集団活動であることから、集団作りに大きな効果が期待できるため、全員がいずれかの部活動に所属することとし、部活動の活性化のため、次のとおりに定める。

- (1) 主将や部長を中心とし、ルール・マナーを守って積極的に活動し、部員全員で部活動を築き上げること。
- (2) やむを得ず部活動を欠席する場合は、必ず事前に顧問に伝えること。
- (3) 部員以外の部活動参加は認めない。
- (4) 部活動にふさわしい服装（制服、体操服あるいは各部で認められた服装）で参加すること。
- (5) 運動部は、制服での参加は禁止する。
- (6) 決められた時間内で、部活動・準備・片づけ・戸締まりを行うこと。
- (7) 練習開始時、終了時には、部員全員で集合し、あいさつをすること。
- (8) 顧問の指示を守り活動すること。
- (9) 顧問がいない時は、事前に主将や部長が顧問から指示を聞き、その指示を部員に伝えた上で活動すること。
- (10) 用具や施設を大切に使うこと。
- (11) 部室に部活動の道具以外を置かないこと。
- (12) 部室内での飲食は一切しないこと。
- (13) 部室は、清掃及び整理整頓しておくこと。
- (14) 休日や休業日も平日と同じ方法・ルールで登下校及び活動すること。
- (15) 次のような場合、必ず顧問に報告すること。
  - ア 明らかに部活動が妨害された場合
  - イ 生徒だけで解決できない問題が起こった場合
  - ウ 道具や施設を壊した場合

(16) 練習試合、他校への遠征などの時も、駅家南中学校の生徒であることを自覚して行動すること。

(17) 部長会で話があったことは、確実に部員全員に伝えること。

(18) その他、中体連や学校からの指示を守ること。

2 以上の規程が守れない部は、1日（朝練・午後練の両方）の部活動停止とする。また、繰り返し違反があった場合、停止期間は部活担当と顧問で協議し決定する。

3 部活動停止後も改善が見られない場合、練習試合・他校への遠征等を禁止する。また、公式の大会及びコンクール等への登録可否についても協議し決定する。

#### （頭髪）

**第8条** 社会の一員としてふさわしい、中学生らしい髪型として次のとおりに定める。

(1) 男子

ア 前髪は目にかかるないこと。ピンで留めることは禁止する。

イ 横髪は耳にかかるないこと。

ウ 後髪は襟にかかるないこと。

(2) 女子

ア 前髪は目にかかるないこと。かかる場合は、黒のピンで留めること。

イ 肩にかかる髪は結ぶこと。

ウ 髪を結ぶゴムの色は、黒・紺・茶のいずれかとする。

(3) 男女共通事項

ア 染色、脱色、整髪料、パーマ、エクステンション等は禁止する。

イ アイロンをあてる等、脱色が予想される整髪は禁止する。

ウ おだんご（頭頂部付近で丸くひとまとめにくくった髪型）やあみこみ、左右非対称な髪型等、華美なものは禁止する。

2 違反があり、改善の姿勢が見られない場合及び学校での改善が困難な場合、また違反を繰り返す場合は、特別な指導を行う。

#### （化粧、装飾、装身具等）

**第9条** 次のことを禁止する。

(1) 口紅（色つきリップクリームを含む）、マスクカラ等の化粧類

(2) マニキュア、ペディキュア等の爪への装飾

(3) タトゥー等の皮膚への装飾

(4) ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、サングラス、指輪、ミサンガ、カラー、コンタクト等の装身具

(5) 眉毛のそり落とし、まつげの加工

2 違反があり、改善の姿勢が見られない場合及び学校での改善が困難な場合、また違反を繰り返す場合は、特別な指導を行う。

す場合は、特別な指導を行う。

#### （服装）

**第10条** 校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）は、学校が定める制服を正しく着用すること。

(1) 男子

ア 夏服

(ア) 白の半袖カッターシャツもしくは白の開襟シャツ

(イ) 黒標準型学生ズボン

(ウ) カッターシャツの第1ボタン以外は留めること。

(エ) 開襟シャツは、すべてのボタンを留めること。

イ 冬服

(ア) 黒標準型学生服上下

(イ) ボタン及び裏ボタンは規定のものとし、加工は禁止する。

(ウ) カラーをつけること。

(エ) 学生服の袖の折り曲げは禁止する。

(オ) 学生服の下には、白のカッターシャツを着用すること。

ウ 合服

(ア) 長袖カッターシャツ

(イ) 黒標準型学生ズボン

エ 共通事項

(ア) カッターシャツの裾は出さないこと。

(イ) カッターシャツの袖ボタンは留めること。

(ウ) ズボンの裾は直立した状態で、かかとが見える長さにすること。

(エ) 肌着は白とし、無地もしくは胸にワンポイントまでのものとする。

(オ) ベルトは黒か茶とし、不必要的金具の付いたものは禁止する。

(エ) ベルトは、腰骨より上部で締めること。

(2) 女子

ア 夏服

(ア) 襟がブルーの学校指定の夏服

(イ) 規定の紺スカート

イ 冬服

(ア) 規定の紺セーラー服

(イ) 学校指定の青色ネクタイ

(ウ) 規定の紺スカート

(エ) セーラー服の袖の折り曲げは禁止する。

ウ 合服

(ア) 白の長袖カッターシャツ

(イ) 規定の紺スカート

(ウ) カッターシャツの裾は出さないこと。

(エ) カッターシャツの袖ボタンは留めること。

エ 共通事項

(ア) スカートは、膝が完全に隠れる長さとし、スカート上部の折り曲げは禁止する。

(イ) 肌着の色は白とし、無地もしくは胸にワン

- ポイントまでのものとする。
- (3) 移行期間
- ア 移行期間中の服装  
夏服、冬服、合服のすべての着用を許可する。  
気温や天候等に合わせて選択すること。
- イ 冬服から夏服への移行期間  
4月第4週から5月末日までとする。6月  
1日からは夏服完全移行とする。
- ウ 夏服から冬服への移行期間  
9月第4週から10月末日までとする。11月  
1日からは冬服完全移行とする。
- (4) 防寒服等
- ア 防寒服、マフラー（ネックウォーマーを含む）等は華美なものは禁止する。
- イ カーディガン、セーター類は無地のものとし、色は黒もしくは紺に限る。
- ウ 制服の上に着る防寒服、マフラー（ネックウォーマーを含む）、手袋の着用は、登下校時に限る。校舎内での着用は認めない。着脱は昇降口で行う。
- エ カーディガンやセーター類は、制服の上には着用しない。制服の中に着用する場合は、襟口や袖口または制服の下から見えないようにする。
- オ カイロの使用は認めるが、授業中は服から出さない。また、家に持ち帰って捨てる。
- (5) その他、服装に関する事
- ア 通学靴
- (ア) 白を基調とし、通学と運動の両方に適したものとする。
- (イ) 靴ひもの色は、白とする。
- (ウ) ハイカットのものは禁止する。
- イ ソックス
- (ア) 色は、白・黒・紺のいずれかで、無地のものとする。
- (イ) ワンポイントまでとし、ライン入りのものは禁止する。
- (ウ) くるぶしが完全に隠れる長さのものとする。
- (エ) ルーズソックスは禁止する。
- ウ ネーム
- (ア) ネームは左胸に見えやすいように付ける。
- (イ) 校章の付いたものを使用すること。
- エ 体操服は学校指定のものとする。
- オ 水着は、スクール水着を使用すること。
- カ 体育館シューズ、屋内スリッパは学校指定のものとする。
- 2 違反があり、改善の姿勢が見られない場合及び学校での改善が困難な場合、また違反を繰り返す場合は、特別な指導を行う。
- (その他)
- 第11条 次のとおりに定める。
- (1) ケガ等の事情で、異装の必要がある生徒は、事前に担任の許可を得ること。
- (2) カバンは黒っぽいものとし、キーホルダー等のアクセサリーは禁止する。また、そのカバンにふさわしい持ち方をすること。
- (3) 不要物（携帯電話・スマートフォン等、学習活動及び部活動に必要なもの、必要な金銭等）の無断での持ち込みは禁止する。休日、休業日も同様とする。
- (4) やむなく不要物を持ち込んだ場合は、担任に報告し、必要時以外は学校に預けておくこと。
- 2 違反があり、改善の姿勢が見られない場合及び学校での改善が困難な場合、また違反を繰り返す場合は、特別な指導を行う。
- ### 第3章 自転車通学に関する事
- (通学用自転車)
- 第12条 次のとおりに定める。
- (1) 色は華美でないものとする。
- (2) 両立てスタンドのものとする。
- (3) 改造やハンドルの変形等は禁止する。
- (4) ステッカー、シールは禁止する。
- (自転車通学の方法)
- 第13条 次のとおりに定める。
- (1) 自転車通学の許可範囲は、別途定める。
- (2) ヘルメットを着用すること。
- (3) 交通法規を遵守すること。
- (4) 無許可での自転車通学は禁止する。
- (5) 許可後に購入する鑑札を、見えやすい位置に貼り付けること。
- (6) 所定の場所へ駐輪すること。
- (違反に関する指導)
- 第14条 自転車通学に関する規程に違反した場合は、以下の指導を行う。
- (1) 違反者の自転車を、原則1週間の学校預かりとする。
- (2) 繰り返す場合は、預かり期間を延長する。
- (3) 改善の姿勢が見られない場合、自転車通学許可を取り消す。
- 2 違反があり、改善の姿勢が見られない場合、また違反を繰り返す場合は、特別な指導を行う。
- ### 第4章 校外生活に関する事
- (校外での生活についての指導)
- 第15条 学校外での生徒の安全を確保する観点から、次のとおりに定める。
- (1) 外出先や帰宅時間を明確にしておくこと。
- (2) 19:00以降は原則外出しない。
- (3) 法令等を遵守し、違法行為を行わないこと。

- (4) 交通法規、交通マナーを遵守し、交通安全を心がけること。
- (5) 以下の場所に生徒のみで行くことを禁止する。
  - ア カラオケボックス
  - イ インターネットカフェ
  - ウ ボウリング場
  - エ 漫画喫茶
  - オ 映画館
  - カ 遊技場
- (4) ゲームセンター（商業施設等のゲームコーナーを含む）への出入りは、福山市生活指導協議会の定めにより禁止する。
- (6) 特別な用がない限り、校区外へ生徒だけで外出することは禁止する。
- (7) 変電施設や増水が予想される河川等、危険な場所へ出入りしないこと。
- (8) エアガン等の危険な玩具及び刃物類の使用は禁止する。
- (9) 外泊は、原則禁止する。
- (10) 酒類、たばこ類の購入、所持は禁止する。
- (11) パソコン及び携帯電話等の情報通信機器の使用は、フィルタリングに努めるなど十分な配慮のもとに行うこと。また、家庭でのルールを定め、それに基づいて使用すること。
- (12) 携帯電話等に係る啓発活動推進会議の「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」に従って、午後9時以降携帯電話・スマートフォンによる通信を禁止する。
- (13) アルバイトは、必ず学校長の許可を得て行うこと。

2 校外の生活であっても、学校が教育上特別な指導が必要であると判断した場合、特別な指導を行う。

## 第5章 特別な指導に関するこ

### （問題行動への特別な指導）

第16条 次のような場合、保護者と連携の上、特別な指導を行う。なお、特別な指導に関するすべての決定は学校長が行う。

- (1) 校則違反を繰り返し、改善が見られない場合。
- (2) 不用意な離席や教室への入退室等、授業放棄にあたる行動を繰り返す場合。
- (3) 授業妨害を繰り返す等、他の生徒の学習権が保障されない行動をした場合。
- (4) 脱色やカラーリング、ペーマ等、学校で改善することが困難な頭髪で登校した場合。
- (5) 変形制服等の校則違反にあたる服装で登校し、学校で改善することが困難な場合。
- (6) アクセサリー類（ミサンガを含む）や化粧等（マニキュア・つけ爪を含む）、その他の校則違反をして登校し、改善するよう指導した

- にもかかわらず、その指導に従わない場合。
- (7) 教師への暴言や暴力、威圧行為、指導無視をした場合。
- (8) 喫煙（喫煙同席や煙草等の所持を含む）や飲酒、暴力、器物破損、窃盗、無免許運転や暴走行為、危険ドラッグ等の薬物の使用および所持等の触法行為があつた場合。
- (9) いじめ等、他の生徒が楽しく安全に学校生活を送ることが保障されない行動をした場合。
- (10) カンニング等、テストでの著しい不正行為をした場合。
- (11) その他、学校が教育上特別な指導が必要であると判断した場合。

### （特別な指導の方法及び内容）

第17条 特別な指導は、原則として学校反省とする。内容については、次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 反省文
- (3) 別室での反省指導
- (4) 別室での学習指導
- (5) 奉仕活動

### （特別な指導の実施）

第18条 特別な指導の実施については、次のとおりに定める。

- (1) 特別な指導の判断をした場合、必ず家庭と連携し、特別な指導に至った経緯や期間・指導方針を詳しく説明し、理解を求める。
- (2) 期間は、数時間～1週間を目安とするが、十分反省が見られる場合や、逆に全く反省が見られない場合等も考えられるため、その場合は期間の短縮や延長も考慮する。
- (3) 特別な指導終了後、学校長と保護者等に学校生活の中で頑張っていくことを約束させ、教室での学習とする。
- (4) 反省期間中における定期試験や学校行事及び部活動については、状況に応じて本人及び保護者と協議し、学校長が決定する。

### 附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規定は、平成29年4月1日から施行する。

